

衆議院 經濟産業委員會 會議録 第十七号

令和六年五月二十四日(金曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 岡本 三成君

理事 小林 鷹之君 理事 鈴木 隼人君

理事 松本 洋平君 理事 山下 貴司君

理事 荒井 優君 理事 山岡 達丸君

理事 守島 正君

井原 巧君 石井 拓君

大岡 敏孝君 加藤 竜祥君

神田 憲次君 国光あやの君

杉田 水脈君 鈴木 淳司君

関 芳弘君 富樫 博之君

中川 貴元君 福田 達夫君

細田 健一君 堀井 学君

宮内 秀樹君 宗清 皇一君

山際大志郎君 吉田 真次君

和田 義明君 若林 健太君

大島 敦君 落合 貴之君

小山 展弘君 田嶋 要君

山崎 誠君 市村浩一郎君

小野 泰輔君 山本 剛正君

吉田 宣弘君 笠井 亮君

鈴木 義弘君

經濟産業大臣 齋藤 健君

財務副大臣 赤澤 亮正君

文部科学副大臣 あべ 俊子君

農林水産副大臣 武村 展英君

内閣府大臣政務官 平沼正二郎君

經濟産業大臣政務官 石井 拓君

經濟産業大臣政務官 吉田 宣弘君

政府特別補佐人 古谷 一之君

(公正取引委員会委員長)

政府参考人 (内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官) 川上 大輔君

政府参考人 (内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官) 藤吉 尚之君

政府参考人 (警察庁長官官房審議官) 和田 薫君

政府参考人 (こども家庭庁長官官房審議官) 黒瀬 敏文君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 淵上 孝君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 森 孝之君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 伊藤 学司君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 奥野 真君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 清浦 隆君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 増田 嗣郎君

政府参考人 (農林水産省大臣官房審議官) 坂田 進君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房総括審議官) 南 亮君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房技術総括・保安審議官) 辻本 圭助君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房商務・サービス審議官) 茂木 正君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房福島復興推進政策統括調整官) 川合 現君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 菊川 人吾君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 井上誠一郎君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 田中 哲也君

政府参考人 (經濟産業省大臣官房審議官) 田中 一成君

政府参考人 (經濟産業省貿易経済協力局貿易管理部長) 西村 秀隆君

政府参考人 (經濟産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官) 山影 雅良君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官官房調整官) 山田 仁君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 久米 孝君

政府参考人 (中小企業庁次長) 飯田 健太君

政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 山本 和徳君

政府参考人 (国土交通省大臣官房審議官) 舟本 浩君

政府参考人 (国土交通省航空局安全部長) 北澤 歩君

政府参考人 (国土交通省航空局安全部長) 藤田 和光君

委員の異動

五月二十四日 補欠選任

若林 健太君 杉田 水脈君

同日 補欠選任

杉田 水脈君 若林 健太君

五月二十三日 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件 政府参考人出頭要求に関する件 消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号) 經濟産業の基本施策に関する件 私的独占の禁止及び公正取引に関する件

委員の異動
五月二十四日
補欠選任
若林 健太君
同日
補欠選任
杉田 水脈君

同日
補欠選任
杉田 水脈君
若林 健太君

五月二十三日
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)
經濟産業の基本施策に関する件
私的独占の禁止及び公正取引に関する件

○岡本委員長 これより會議を開きます。
經濟産業の基本施策に関する件並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。
兩件調査のため、本日、政府参考人として、お手元に配付いたしておりますとおり、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局審議官川上大輔さん外二十七名の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○岡本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

そのものが勝負でありまして、これを高める努力が必要だと思えますね。これは、もちろん従来火力にとどまりません、原子力もそうでありまして。その双方についての努力をお聞かせください。

○久米政府参考人 お答え申し上げます。

投資回収の予見性の確保ということが重要だということ、全く御指摘のとおりでありまして、特に長期炭炭素電源オークションにおきまして、原子力あるいは脱炭素に向けた火力も含めて、しっかりと安定供給の確保に向けた取組、検討を進めてまいりたいと思えます。

○鈴木(淳)委員 原子力は御答弁ありませんけれども、続けます。

原子力発電について引き続きお尋ねしますが、私は、この二年間、自民党原子力規制に関する特別委員会、原子力の規制の最適化の議論を取り組んでまいりました。安全性をないがしろにするつもりは全くありませんけれども、それでも規制審査の効率化というのは絶対に必要でありまして、この問題でありました。

安全性の確認された原発再稼働は政府の方針でありますけれども、その確認は原子力規制委員会並びに規制庁が担当します。もちろん真摯に取り組んでいただいておりますけれども、まだまだ規制審査に膨大な時間がかかりましても、まだまだ規制審査に膨大な時間がかかりまして、審査の効率化、最適化、更なる最適化が必要だと思えます。規制委、規制庁の皆さんの真摯な努力は認めますけれども、それでも、原発の本格的な再稼働、安定的な稼働にはまだまだ時間がかかるのが事実でしょう。それまで果たしてサブライチエーション、産業はもつのか。

そこで、政府は、原発の稼働が軌道に乗るまでの間、我が国の原子力産業全体やサブライチエーションなどをどのように支えて維持を図っていくかについて、方針をお尋ねしたいと思えます。

○久米政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のとおり、原子力技術、人材、サブライチエーションの維持強化、これは喫緊の課題でございます。

ます。

昨年、関連する企業、団体から成る原子力サブライチエーションプラットフォームを立ち上げまして、現在、研究開発や技能実習、技術、技能の継承などをサポートする支援メニューを中小・中堅企業を含む全国約四百社の原子力関連企業に展開しております。

加えて、昨年度の原子力産業基盤支援に対する予算額、これは十八億円だったところ、今年度予算では五十八億円に増額して計上しております。

具体的な支援策としては、例えば、機器製造から撤退する企業の技能継承、部品供給体制の構築のために必要な設備投資、海外の建設プロジェクトへの参画に向けた設備改修や海外規格の取得などの支援に取り組んでいるところでございます。サブライチエーションの実態に即した支援の強化に、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○鈴木(淳)委員 原子力につきましては、西側諸国が原子力への投資を怠っている間に、今や中国やロシアに、ともすれば、技術的にも、キャッチアップどころか先行されている、物量もそうでありますが、そういう状況であろうかと思えます。

最先端の原子力技術で中国やロシアに負けないためにも今こそ西側の力の結集が必須でありますけれども、この問題について、政府は今いかなる連携と協力に取り組もうとしているのかについてお尋ねをいたします。

○久米政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、我が国が原子力政策を進めるに当たっては、米、英、フランスなどの同志国との連携強化、これが大変重要と考えております。

昨年七月に決定されましたGX推進戦略では、同志国との国際連携を通じた原子力サブライチエーションの強化や研究開発の推進などに取り組む旨を明記してございます。

また、先月開催されましたG7気候・エネルギー・環境大臣会合におきましても、強靱なサブライチエーション構築や革新炉開発の推進等に向けた

協力へのコミットメントを確認したところであります。

こうした背景を踏まえまして、経済産業省としては、小型モジュール炉、SMRを含む革新炉開発における国際協力の支援、こうした革新炉の導入支援にもつながる欧州、アジア等の第三国へのインフラ整備、人材育成の支援、原子力サブライチエーションプラットフォームを通じた支援の一環として、米、英、カナダ等への官民ミッションの派遣を含む日本企業の海外展開支援などの取組を進めておるところでございます。

○鈴木(淳)委員 今、世界はDX、デジタルとGX、グリーン、脱炭素であります。この二つの大変革の中にあつて、恐らく後世から見てもまさに歴史的な社会構造の大変革の中にあると思われま。まさにその渦中にある我が国の経済市民をリードする立場の齋藤経産大臣に対する期待は大いだと思います。

まさにその時代のある経産大臣として、最後に、改めてこの歴史的変革をリードしていくための決意のほどをお聞かせいただければありがたいです。

○齋藤(健)国務大臣 委員御指摘のとおり、今まさに社会全体での大変革が起ころうとしていると思っております。GX、DXは決して一過性の変化ではなくて、構造的な変化であります。これに加えて、国際経済秩序の変化なども同時に起こってきています。世界的に、これまでとは違ったやり方が求められる、そういう時代の転換点を迎えていると考えています。

重要なことは、この社会の大変革の前に立ちすくむのではなくて、こうした世界的な転換をチャンスと捉え、それを乗り越える挑戦をしていけば成長していくことができる、こう考えています。

GXにつきましては、産業革命以来の化石燃料中心の産業構造、社会構造をグリーンエネルギー中心へ転換するものでありまして、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー安定供給を確

保しながら経済成長と脱炭素を両立する重要な取組であります。

そして、DX。生成AIに代表される技術革新は全く新しい付加価値を生む可能性を秘めており、こちらもサブライチエーション全体を劇的に変えるものであります。また、DXによって電力需要は増加する一方、生産工程の変革によって省資源、省力化が進む可能性もあつて、GXとDXは相互に連関するものでもあります。

こうした変化の可能性こそが将来への期待でありまして、新たな需要にもつながります。このため、GXやDXなど社会課題解決分野に着目をして、これまでのように民間に任せただけでなく、政府も一歩前に出て、積極的な産業政策を展開することが必要と考えています。また、既に半導体分野などでは米、英と連携するなど、同志国との連携も重要と考えています。

こうした考え方でここ数年取り組んできた産業政策の効果もあつて、国内投資や賃上げなど、足下の日本経済は潮目の変化を迎えています。しかし、三十年間続いたコストカット型の縮み思考は、二年間で簡単に変えられるものではありません。私は、ここからが正念場だと思っております。積極的な産業政策を更に展開して継続をしていきたいと考えています。

○鈴木(淳)委員 ありがとうございます。

○岡本委員長 次に、大島敦さん。

○大島委員 どうも、おはようございます。大島です。

前回の質問は、議論させていただきまして、臨場感があつて面白かったです。引き続き、航空機産業について議論したいと思えます。

復習として、航空機工業振興法ですが、この法律は、航空機等の国際共同開発を促進するための措置を講ずることによりという、この航空機工業振興法、これはYS11を造るときに根拠になつてい法律と理解しているんですけども、質問通告はしていないんですけども、そういう理解で

よろしいかどうか、御答弁をください。

○田中(一)政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおりでございます。

○大島委員 一九八六年に改正が行われて、Y S 11の生産を終了したので、そのときにこの国際共同開発を推進するためという条項が入ったと思うんですけども、その点についても御答弁いただければと思います。

○田中(一)政府参考人 委員御指摘のとおりでございます。

○大島委員 当時の議事録を読むと、私と同じようなことを言っている人が当時もおりまして、ブラジルとかインドネシアでさえ国産機を造っている、なかなか古い方の表現ですね、日本よりは

ずっと、まだ開発途上国と言われている国々がやっておるのに、工業先進国と威張っておる日本がもう国産化を放棄して共同開発で大きいところへぶら下がって、いつまでも下請をやろうという

ことは何としても私はうなずけぬわけですが、こういう質問をしていらっしゃる先輩議員がおりまして、なかなか当時の議事録は見識のある議論を積み重ねていたなと思っております。

この戦略、この間、戦略を作られたので、せっかく作られたので、まずは国際共同開発を促進するという、前回は指摘したとおり、このワードがあるから政府の三菱に対する資金援助は五百億円が終わってしまったのかなと思うので、今後、航空機開発をするに当たっては、国際共同開発にこだわることなく、国際共同開発も視野に入

れながら国内単独でもやるといふ視点も、法律上変えた方が自由でいいのかなと思うんですけども、何か、政府参考人の方、答えられますか。

○田中(一)政府参考人 お答え申し上げます。

航空機の開発ですけども、巨額かつ回収期間の長い投資を要します。したがって、大きなリスクをその観点で伴います。また、その完成機メーカー、これは今、世界ではボーイング、エアバスといったごく少数の外国企業に限られております。

こうした背景から、委員御指摘のとおり、航空機工業振興法、これは、我が国の企業の国際共同開発への参画を促進するための措置を講ずることによる航空機工業の振興や産業技術の向上、国際交流の進展といったことを目的として定めております。

委員御指摘の、MRJの御指摘がありましたけれども、御存じのとおり、三菱スペースジェット、これは、三菱航空機が総額約五百億円の政府予算を活用しまして、先進的な空力設計技術や操縦システムなどを開発しております。一定のこう

いった、法律の下ではありませんけれども、別途必要な支援をこのように行ってきたところでございます。

○大島委員 これ以上は更問はいししない予定ですが、引き続き御検討ください。

○田中(一)政府参考人 お答え申し上げます。

経済産業省としては、委員御指摘の新たな航空機産業戦略、先月作りましたけれども、これを踏まえまして、完成機事業を見据えたインテグレーション能力、これは、開発のみならず、安全認証など総合的な事業実施能力のことを意味しております

です。これを見据えて、技術開発のリスクや長期間にわたる費用の回収、認証の取得、そういった航空機産業が本質的に有する特徴も踏まえまして、航空機産業を支えるための必要な支援措置を政府としてしっかりと検討して講じていきたいと考えております。

○大島委員 国土交通省にお伺いをいたします。

前回の議事録を読んでいて、MRJで新しい知

見が得られたのかについてお伺いをしたところ、電気配線ですか、何か新しい取組をしてという、そのことをもう一回答えていただけますか。

○北澤政府参考人 お答え申し上げます。

三菱スペースジェットの型式証明においては、例えば航空機の電気配線に関しまして、世界的にも新しく導入された基準の設定の背景や具体的な審査の手法等について、米国や欧州の航空当局と意見交換を行うことなどによりまして知見を深めることができたものと考えてございます。

○大島委員 何か具体的にという事例を挙げていただけますか。今言われましたか。

○北澤政府参考人 お答え申し上げます。

電気配線に関する基準の設定の背景ですとか具体的な審査の方法、またその目的といったものにつきまして、米国や欧州の航空当局と意見交換を行って知見を深めることができたものと考えてございます。

○大島委員 前回の御答弁の中で、三菱スペースジェットの型式証明においては、例えば航空機の電気配線に関して、世界的にも新しく導入された基準の設定の背景や具体的な審査の方法等につ

いて、米国や欧州の航空当局と意見交換を行うことなどにより知見を深めることができたと考えておりますという答弁をいただいております。ここに私はすぐに反応してしまっています。だからこそ、こういう知見を積み上げて、検査をされる各国の人たちがお互いに認め合うという領域を広げることが必要だと理解いたしました。

だからこそ、国土交通省においても、今日は経済産業委員会ですから国土交通大臣がまたこういう非常に残念でして、国土交通大臣とまたこういう議論をすることがありましたら、ここはしっかりと理解をしておらうかなと考えております。

なかなか目立たない部隊なので、しっかりと役所の中で応援していかないと先細りが予想されるものですから、やはり、五年とか十年、結構長い期間がかかると思います。

私も、前回申し上げてはいいないと思うので述べ

ますけれども、二十代後半に西ドイツにいたときに、技術屋さん、会社の技術系の方とISOの会議に出たことがあって、ISOの会議の、本場にワーキンググループの更に小さい会議なんですけれども、鋼管、鉄のパイプの小さな非破壊検査の形を決める国際会議で、日本の私の会社の技術屋さん以外は全てで同じソーサエティー、各国ごとに。ですから、この間ギルドと言ったのは、こういうソーサエティーに入らないと、なかなか、規格というのは、お互いに自分たちの意見を通せなかつたり、あるいはいろいろな情報交換ができないので、ですから、型式証明というのはそういう感じかなと理解した。

ですから、各国ごとにそういうソーサエティーの中に入るということが必要だと思うので、大島としては、この地味な領域は、標準とか規格とかは応援をずっとしておりますので、そこに加えたいなと思うので、もう一回決意でも述べてください。政治家じゃないんですけども。

○北澤政府参考人 お答え申し上げます。

三菱スペースジェットの型式証明においては、米国や欧州の航空当局とは、型式証明に係る審査に関する協議を頻繁に行うことで、認識や知見を共有するとともに、当局間で緊密なネットワークを確立することができ、加えて、相互に強力な信頼関係も構築することができたものと考えております。

こうした知見やこうした欧米との緊密なネットワークなどについては、今後開発される航空機などの審査においても活用できるものと考えてございます。

○大島委員 そうすると、やはり航空機開発というのが結構大切な。具体的に、もう一回新しい航空機を造るのであれば、その設計段階から、型式証明されるヨーロッパ、アメリカ、そして我が国、検査部隊をしっかりとつくと、同じ認識の中で設計段階から積み上げていくと設計変更等がないかなと思っております。

MRJについても、納期が延期されることは私

は全然気にしていなかった、やはり、最初に手がけることは、最初からうまくいくわけがないので。ただ、最後までやり遂げるところが必要だったなと思ってるものだから、是非、その点は、政治が一生懸命にバックアップしないと進まない点があるかなと思うものだから、注力をしていきたいなと思います。

今、この間のGX、二十兆円、全部で百五十兆円とか、防衛予算で四十兆円を超えているとか、宇宙分野では、宇宙戦略基金、文科省が十年間で一兆円の予算を投じておりまして、また英国とかイタリアとの戦闘機開発もあり、研究開発を担う人材が不足することが予想されると思うんです。

これだけ巨額の資金を政府が産業界に投じていきますから、今までの産業界の中でも、多分、航空宇宙の分野というのは限られた要員の中でやっていると思うんです。私もある方とお話ししたときに、NASAがあつて、スペースXですがあつて、何か技術系の方がこっちに移動しちゃったんじゃないかと言われる方もいらっしゃる。NASAにいた人が、そんなに開発できる人はおりませんので、民間の方に移動しちやうていて、NASAの方が大分手薄になつていたりもするの、この人材の問題、やはり大学の工学部、大学院から民間に入つてというところなので、ここを今後どのように対応するか、お答えいただければと思います。

○田中(一)政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、航空機開発などを担う人材を育てていくことは、民間、防衛を問わず、航空機産業として極めて重要なことだと認識しております。

一方で、人材育成には一定の時間を要することから、航空機産業戦略においては、様々なプロジェクトが委員御指摘のようにある中、限られた人的リソースの中で、当面の民需、防衛において過度なプロジェクトの重複を避けながら、開発、認証、製造、アフターマーケットを含めた事業経

験を積む機会を確保していくことの重要性を示しております。

今後のプロジェクトの具体化については、人材確保やサプライチェーン維持強化の観点からも、防衛省とも連携の上、進めてまいりたいと考えております。

また、航空機産業が、委員御指摘のとおり、学生などが集まる高い魅力を有する産業であり続けるためには、完成機事業を見据えた産業の更なる成長の目標を掲げて、それに向けた具体的な取組を進めていくことが必要と考えております。今回策定した戦略は、こうした観点からも重要な役割を担っていると考えております。

○大島委員 政府がお金を投じることは私はい

ことだなと思つていまして、何年か前に茨城県に核融合炉の施設、実験装置を視察したときに、研究者の方から伝えられたのは、次の例えは実証炉とか実験炉とか実用炉とかは政府でしっかりと協議決定してほしいと言われた、五千億とか一兆円ぐらいかかるんですけども。そうすると、民間企業も技術系の方を雇われるし、大学、大学院生もそこに向かって勉強していくようになるので、そういうことが必要だというお話を伺ったことがある。

それから私は考え方を変えて、政府がしっかりとピン留めすることが必要だというふうに数年前に立場を変えていただけではないんですけれども、民間企業でもなかなかな、リスクに対して大分逃げ腰になつてきているものから、是非政府の中で、どうやって、一番いいのは閣議決定ですけれども、しっかりとここに注力してやっていくという分野を示すことが、研究開発の基盤を含めて、技術系の方、希望を持つていくことにつながると思つたので、よろしくお願ひします。

次に、前回は本田技研の話をして、本当に、「官僚たちの夏、昭和三十八年、一九六三年の佐橋滋企業局長の話をして、当時は、特定産業振興法案、要は、自動車産業を幾つかのグ

ループに分けようと。今の経産省も同じですけれども、手を替え品を替え、この法案を持ち出して、通そうとしたんですけども、廃案になつてしまつたというのがあつて、今、本田技研があるわけなんです。

この法案を読んだときに、ホンダジェットは、日本で開発するのは、何かこういうことがあつたから開発するのをやめてアメリカの方に行つてしまつたのかなと思つたんですけども、それは違つたので安心して下さい。アメリカの方が開発しやすいということ、プライベートジェットの市場もたくさんあつて、型式証明も取りやすいということがあつて、向こうの方に、アメリカでの開発で、こういう、ホンダというと、多分、DNAが埋め込まれていると思うので。

だつて、本田宗一郎が航空機に対してやり始めたのはこの点のタイミングなんです、技術屋を採り始めているのは、やはり、ホンダの夢をかなえる。だから、本田宗一郎というよりも、私は藤沢武夫氏の方を、この二人がいてようやくホンダが成り立っている、藤沢武夫氏、私と同じ高校を出て、この人は高卒なんです。高卒で優れた経営者です。やはりこういう方たちが担つて、非常に柔軟に対応できたのかなと思つております。

藤沢武夫が語っているんです。当時、藤沢武夫氏は、新しく販売する小型スポーツカーS五〇〇の価格がクイズをやつた、このクイズには五百七十三万通の応募はがきが返つてきた、S五〇〇を発売しようとしたとき、三十八年ももう暮れかかつてた。この藤沢武夫氏が言っているのは、特振法案が国会で成立したら、あたしは、このはがきを背景に、むしろ旗を掲げて通産省などに抗議に行こうと思つていたと言つていますので、ですから、やはり法律で結構大切だと思う。

ですから、次に聞く航空機製造事業法は、これ果たした直後くらいですか。多分日本の産業がまだ強くなかつた時代の法律で、いまだに生きてい

ます、この法律は。この第一条に、「この法律は、航空機及び航空機用機器の製造及び修理の事業の事業活動を調整することによつて」という、一調整」という重い文言が入つておりまして、この解釈について御答弁をお願いいたします。

○田中(一)政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の航空機製造事業法、この第一条に法目的がございまして、この法律の目的ですけれども、航空機の製造や修理を行う事業者に対する許可などを通じて、生産技術の向上を始めとした航空機産業の発展を図り、我が国全体の経済発展を実現することを目的としております。

航空機産業は、高度な技術や設備が求められる産業でございまして。かつ、その産業基盤の維持は、経済安全保障の観点のみならず、防衛産業の中核としての役割を有し、国の安全保障政策の一部を担う重要な産業でございまして。そのため、適切な技術水準を確保し、国が防衛、民需の動向を踏まえ、無計画な過剰投資や企業の乱立などを防止する観点から、許可事業としております。

引き続き、今後の市場動向を踏まえながら、適切に執行してまいりたいと考えております。

○大島委員 昭和二十七年で、これは多分改正は行われていないと思う。行われていないので、この二十七年のままずっと今まで来ているので、廃止するのか、新しい法律に変えた方がいいのではないのかと思う。(発言する者あり)改正されていた。改正されていなかったんですけども、多分、この条文は変わっていないかもしれないので。

今のこれがあると、例えば空飛ぶ自動車、これも航空機ですから、こういう参入についても、なかなか、この法律を読みながら参入をされる方が出てくると思うので、もっと自由な環境を整えた方がいいと思うんですけども、その点について、同法は既存の事業育成の性格が強く、航空機への新規参入の障害になつていないのかなと危惧するものですから、その点についての答弁をお願いします。

○田中(一)政府参考人 お答え申し上げます。

先ほども申し上げましたが、航空機製造という、高度な技術水準と設備を必要とする事業でございます。そのため、品質の均一性や信頼性の確保、そういった観点を確保していく必要があると思います。

委員御指摘のように、新規参入事業者に対するハードルになっていないのかという点でございますが、そういった法目的を維持しながらも、自由に研究開発を促して事業活動を促進していく観点から、様々な有識者の意見も踏まえ、二〇二三年に試験的に製造する場合に求めている届出を廃止するなど、一層の合理化を図っているところでございます。

今後とも、製造技術の発展状況などを見極めながら、必要な規制の在り方を検討していきたいと思っております。

○大島委員 役所の方と、楽しく議論を若い方とさせていただいたときに、何か政策がちぐはぐかなど。貿易については、一九八九年以降、どんどんどんどん自由になれば何かお互いの依存が高まって、経済が発展してよくなるんだと思っただんですけれども、他国においては、安全保障の領域はしっかり守りながら、その点は譲らないところがあつたのかなと思つていて、前回もお伝えしたかもしれないけれども、私の鉄鋼業の先輩で組合の幹部の方が、去年御一緒に懇親を深めたときに、ラスベガスの、米国の鉄鋼業の大会に出席した、そのときに米国の鉄鋼業の幹部からこう言われたと言ふんです、私たちは安全保障で守られているからと。

やはり国の根幹のところはしっかり安全保障で守るといふ領域を持ちながら運営をしているところがあるのか、ですから、どこを守るのか、どこを自由にするのか。

ですから、この法律の哲学としては、航空宇宙産業をもっと強化していくのであれば、規制は見直した方がいいと思う、今の時代。ですから、その点についても大臣に今後お願いしたいものですから、たまには答弁をお願いします。

○齋藤(健) 国務大臣 委員に丁寧に御質問いただいて、いろいろな感想を持ったんですが、まず、政策の振り返りを的確に行つていくということの重要性、これも確認をさせていただきましたし、また、グローバル市場を狙う上で、政府が一步踏み込んで、積極的な産業政策というものを展開をしていくことが必要だと。その際には、当然のことながら、国内の安全保障に関してもしっかりと明確な意識を持つて取り組むということが大事だということ、私も同感であります。

その上で、航空機産業は、やはり我が国にとつて極めて重要な産業だと思つています。カーボンニュートラルに向けた動きというものが出てきておりますので、これを新たなビジネスチャンスとして、この機会を活用しながら、将来に向けて我が国航空機産業の競争力を強化していきたいというふうにも思つています。

航空機産業戦略におきましても、単なるサブプライヤーの位置に甘んじることなく、完成機事業を見据えたインテグレーション能力を向上していくということも明確にしておりますので、そのためのプロジェクトというものを官民連携で具体化をしていけたらと思つています。その際、政府支援の在り方についても、既存の枠組みにとらわれずに、新しい環境に適切に検討していくことがやはり必要なんだろうなというふうにも思つています。

○大島委員 御答弁ありがとうございます。この二つの法律、航空機製造事業法と、もう一つが航空機工業振興法、こういう法律は見直した方がいいと思うので、是非検討をお願いいたします。

もう一つ、価格転嫁についての今の現状について教えてください。○山本政府参考人 お答えいたします。中小企業庁ではこれまで、価格交渉促進月間、三月、九月でございますけれども、この月間に基づく企業名の公表や、状況の芳しくない発注者の経営トップに対する指導助言などを通じ、取引慣

行の改善に取り組んできております。直近の月間の結果が出ておるのが昨年の九月でございます。この月間に基づいて実施した調査では、発注企業からの交渉の申入れがあつた企業の割合が増加するなど、価格交渉しやすい雰囲気醸成されつつある一方で、価格転嫁率は四五・七％となつており、転嫁率を上昇させることが必要と認識しております。

ただ、現状におきましても、価格交渉においても十分な対応が行き渡つていないものではないものと認識しております。現在、二〇二四年三月、本年三月の月間に基づく調査を実施しているところでございまして、その結果も踏まえながら、特に、サブライチエーンの深い階層にまで価格転嫁を浸透させるよう、今後も粘り強く取り組んでまいれる所存でございます。

○大島委員 前回も指摘しましたとおり、価格転嫁あるいは給与アップというのは、安倍政権から菅政権、そして岸田政権と、もう八年ぐらいずっと取り組んでおりました、やはり、仕組みを変える時期にきているのかなとも思います。私は、私の選挙区内の物づくりの経営者の皆さんと物すごく親しくて、彼らの工場を時々見に行つたりしております。従業員規模も十人、二十人から五十人、百人ぐらいの企業の方たち。この間総会があつたので、懇親会から二次会までつき合つて、皆さんというお話を聞いていたときに、心が折れるという発言をされていた経営者の方もいて、従業員規模がパートナーさんを入れて五十人ぐらい、価格交渉に行つたら、けんもほろろで心が折れて帰つてきましたと言われて。もう一人の方からは、リーマン・ショックのときのポッシュの例を出して、こう言われたんです。リーマン・ショックのとき、ポッシュの担当の方から。私たちはドイツの会社なので、ドイツの雇用を守るために、価格は高いんだけど、一部ドイツに発注を変えと言われた。ポッシュという会社は非上場の会社で、ポッ

シュ財団は利益を社会還元に向けていますから、ですから、日本の資本主義そのものの在り方が問われているかもしれないと思う。やはり、今の、皆さんサラリーマン経営者の方が非常に多くなつていて、前回も申し上げましたとおり、就業人口における被雇用者、だから雇われている人の割合が、当選してから、八三％、今九〇％。ですから、そのために前回も衝動に駆られるというお話をさせていただいたと思つた。

あるいは、私の同僚議員は、消費税は輸出する輸出企業は還付されるので、それをやはり下請まで配分、もう一回戻した方がいいのかなという議論をされる議員の方もいらっしゃるの、やはり、仕組みを変えるということが結構大切かと思つています。

大島も、実は一回仕組みを変えようとしたことがありまして、三期生のときに内閣委員会。当時は警察の不祥事が物すごく多くて、三期生で筆頭理事でして、警察庁長官を呼べとみんな言うんですよ、先輩議員が。私はいろいろと考えまして、どうしようという追及を私たちはしななければいけないのかと。

調べてみると、そういうことかと。警察の入つている建物の中で、国家公安委員会が一番上の階にいらつしやるんですよ。ああ、国家公安委員会の委員の皆さんが仕事をしていないから、私たちの仕事が増えるということに気づきまして、それで、自民党の筆頭理事の方を説得をして、理事会を秘密会にして、国家公安委員会の招聘を決めた。水曜日の午前中、臨時国家公安委員会が開かれて、内閣委員会は流会となりました。でも、その後、警察の不祥事は起きていません。だから、そういうことなんです。

やはり、私たちはここで何回も同じ議論をするのではなくて、そろそろ仕組みを変える段階に来たのかなと私は判断しているの、ここで幾つか提案をさせていただいているわけですよ、衝動に駆られるというところ。ただ、それはほかにも手段があるかもしれないので、是非役所の中で御